

令和8年度

天竜川下流国営施設応急対策事業の実施工事に伴う発生材売払

特 別 仕 様 書

関東農政局西関東土地改良調査管理事務所

第1章 総則

この特別仕様書は、天竜川下流国営施設応急対策事業実施工事に伴う発生材売払に関する仕様を示したもので、当該物品の売渡しにあっては、売買契約書によるほか、この特別仕様書によるものとする。

なお、売払人には売払人及び分任物品管理官関東農政局西関東土地改良調査管理事務所長が指定する補助職員、また買受人には買受人が指定する使用人を含むものとする。

第2章 売払物品

1. 品名及びその数量

品名	数量	備考
鉄くず	41,696 kg	ポンプ関係他
機械・電気設備	45,874 kg	
その他ケーブル等・雑品くず	27,951 kg	
合計	115,521 kg	

※上記の重量は、台貫等により計量したものであり、誤差が生じることがあることを理解した上で入札参加すること。

2. 搬出方法及び費用負担

- 買受人は売払人が集積・保管している物品を、買受人自らが用意した積込み機械及び搬出用車両により搬出するものとする。
- 搬出に伴う責任と費用は、一切、買受人の負担とする。

3. 引渡期間

自：売買契約書第3条に示す売買代金の納入後から

至：令和8年7月31日（金）までとするが、速やかに搬出すること。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に定める行政機関の休日を除く。

4. 引渡場所の所在地

静岡県袋井市

5. 物品の引渡

買受人は、関東農政局歳入徴収官の発行する納入告知書により売買代金を納入後、それを示す書類を売払人に提示して物品を引取り、売払人に受領書を提出し所有権移転の確認を受けるものとする。

第3章 搬出作業

1. 搬出計画書

買受人は売払人の指示に従い、物品の搬出に先立ち搬出計画書を提出するものとする。

2. 諸法規の遵守

買受人は物品の搬出に際し、諸法規を遵守して作業の円滑な進捗を図ること。

3. 公共物等への損傷

上記の搬出により、買受人自ら公共物等を損傷させた場合は、買受人の責で措置を講ずること。

4. 搬出作業時間は、原則9時から17時までとし、周辺環境に十分配慮すること。

5. その他

引渡期間中における引渡場所内での不慮の事故及び防犯対策については、買受人の責に負うものとする。

第4章 引渡時の確認

1. 引渡確認等

買受人は契約書に示す物品を受取るときは、分任物品管理官関東農政局西関東土地改良調査管理事務所長の指定する補助職員の確認を受けるものとする。

なお、確認及び提出書類は次の項目とする。

(1) 売買代金の納入を確認

(2) 運搬車両への積込状況を確認

(3) 買受人は売払人の確認終了後に受領書を速やかに提出すること。

第5章 その他

1. 引渡期間

引渡期間内に搬出しない場合又は売払人の承諾を取らないで受取場所内に仮置きしている場合は、買受人が買取った物品を放棄したものと看做し、売払人において処分することができるものとする。

2. 疑義の取扱い

この特別仕様書に定めなき事項については、売払人と買受人は信義をもって誠実に協議すること。